

ジョブ型研究インターンシップ推進協議会規約

総則

(名称)

第1条 本協議会は、ジョブ型研究インターンシップ推進協議会(以下「本会」という。)と称する。

2 本会の英文名称は、The consortium for cooperative education through research internships of Japan(Coop-J consortium)とする。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、事務局に置く。

(目的)

第3条 本会は、大学院教育の一環として行われる長期間かつ有給の研究インターンシップの普及により、Society 5.0に相応しい雇用の在り方と高等教育が提供する学びのマッチングを図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、任意団体として次の事業を行う。

- (1) インターンシップのマッチングに関する支援
- (2) インターンシップの実施及び実施後の手続きに関する支援
- (3) インターンシップに関する情報の収集及び共有
- (4) インターンシップの実績に関する広報及び普及
- (5) 学生の進路に関する調査及び支援
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

会員

(会員)

第5条 本会は、本会の目的及び事業に賛同する企業、大学、大学の研究科等その他の法人又は組織であつて、別に定める会員要件を満たすものを会員とする。

2 会員は、法人又は組織の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、幹事に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更を幹事に届け出なければならない。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を幹事に提出し、運営委員会の承認を得て会員になることができる。ただし、次期博士支援事業(※)の採択機関においては、入会申込書を事務局による確認を経たうえで幹事に届け出ること、会員になることができることとする。

(※)ここで言う「次期博士支援事業」とは、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」及び「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の令和6年度からの後継事業を指す。

(会費)

第7条 本会は、当面の間、会員に対し、会費の納入を求めない。

(退会)

第8条 会員は、その意思により任意に退会することができる。

2 退会に際しては、幹事にその旨を届け出なければならない。

3 本会は、会員が、本規約を遵守しないとき、別に定める要件を満たさなくなったとき又は本会の名誉を棄損する行為があったときは、当該会員を退会させることができる。

役員

(役員の設定)

第9条 本会に、役員として幹事及び副幹事を置く。

(役員を選任及び解任)

第10条 役員は、運営委員会において、会員の中から別に定める規定により選任する。

2 役員が次のいずれかに該当するときは、運営委員会の過半数の議決により、これを解任することができる。

- (1) 役員の職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員職務)

第11条 幹事は、次の職務を行う。

- (1) 運営委員会の議長及びその招集
 - (2) 入会及び退会並びに会員代表者名簿の管理
- 2 副幹事は、幹事を補佐し、幹事が不在の場合にはその職務を代行する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、運営委員会において定められたその職務を開始する日から、その年の12月までとする。

(役員報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

組織

(運営委員会)

第14条 本会に、意思決定機関として運営委員会を置く。

2 運営委員会は、すべての会員代表者によって構成し、年1回開催するほか、幹事が必要と認めるときに開催する。

3 運営委員会は、会員代表者による出席又は幹事への議決権の委任が、すべての会員代表者の過半数を超えた場合に成立する。なお、運営委員会への出席は、代理できるものとする。

4 運営委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 第4条に掲げられた事業に関する事項
- (2) 入会の承認及び第8条第3項の規定による会員の退会
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 事務局を選定及び第16条第5項の同意
- (5) 規約の変更
- (6) 解散
- (7) その他幹事が必要と認めた事項

5 運営委員会は、ワーキンググループを設置し、前項第1号に掲げる事項の一部について、その審議を委任することができる。

6 前項のワーキンググループの議長及び構成員は、運営委員会において、会員代表者の中から選任する。

7 会員は、運営委員会において各1個の議決権を有する。

8 運営委員会の決議は、出席者(幹事への委任を含む。)の過半数をもって行う。

9 運営委員会は、幹事が議長を務め、これを招集する。

10 運営委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、議長の確認を得る。

11 幹事が、運営委員会を招集することなく審議できる軽微な事項と認める場合において、その事項について会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、運営委員会の決議とみなす。

(ワーキンググループ)

第15条 ワーキンググループは、その構成員の出席が過半数を超えた場合に成立する。

2 ワーキンググループは、運営委員会から委任された事項について審議する。

3 ワーキンググループの決議は、出席者の過半数をもって行う。

4 ワーキンググループは、前条第6項の議長が、これを招集する。

5 ワーキンググループの議事については、事務局が議事録を作成し、議長の確認を得る。

事務局

(事務局)

第16条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、運営委員会において選定し、幹事は、選定後速やかに会員に対し周知する。

3 本会の事業は、事務局を通じて執行する。

4 事務局は、必要に応じ会員に対し、事業の執行に対する対価を求めることができる。

5 事務局は、運営委員会の同意を得て、執行する事業の内容及び前項の対価の額を定め、又は変更する。

情報の取扱い

(情報の取扱い)

第17条 事務局は、本会の事業において取得した個人情報及び企業の情報について、本会の事業の執行に必要な範囲内で利用し、及びあらかじめ、当該情報を提供した者の同意を得て、第三者に提供する。

規約の変更

(規約の変更)

第18条 この規約は、運営委員会の決議により改正することができる。

解散

(解散)

第19条 本会は、運営委員会の決議により解散する。

補則

(細則)

第20条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附則

第1条 この規約は、令和3年8月10日から施行する。

第2条 本会の会員は、別紙のとおりとする。

第3条 本会の最初の事務局は、株式会社アカリクとする。

附則(令和3年12月24日一部改正)

この規約は、令和3年12月24日から施行する。

附則(令和4年3月31日一部改正)

この規約は、令和4年3月31日から施行する。

附則(令和4年6月20日一部改正)

この規約は、令和4年6月20日から施行する。

附則(令和4年8月3日一部改正)

この規約は、令和4年8月3日から施行する。

附則(令和4年9月20日一部改正)

この規約は、令和4年9月20日から施行する。

附則(令和4年10月17日一部改正)

この規約は、令和4年10月17日から施行する。

附則(令和4年12月19日一部改正)

この規約は、令和4年12月19日から施行する。

附則(令和5年2月21日一部改正)

この規約は、令和5年2月21日から施行する。

附則(令和5年5月1日一部改正)

この規約は、令和5年5月1日から施行する。

附則(令和5年6月12日一部改正)

この規約は、令和5年6月12日から施行する。

附則(令和5年8月2日一部改正)

この規約は、令和5年8月2日から施行する。

附則(令和5年9月27日一部改正)

この規約は、令和5年9月27日から施行する。

ジョブ型研究インターンシップ推進協議会会員要件

ジョブ型研究インターンシップ推進協議会

規約第5条に規定する会員要件は、次の表のとおりとする。

会員の属性	要件
企業等の場合	<p>次の要件をすべて満たす法人又は組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発業務を含んだ事業を展開しており、就業規則を労働基準監督署に届け出ている。(ただし、就業規則の労働基準監督署への届出が不要な企業等は、本要件については問わないものとする。) ・ ジョブ型採用その他専門性を重視した採用の開始又は拡大を検討している。 ・ 一時的な事業計画の変更その他のインターンシップを実施することができない理由がない限り、本会への入会の年又はその翌年以降毎年、本会が定める手続きに基づき、募集人員1名以上のジョブディスクリプションを提示し、インターンシップの募集を行う、又は会員である大学若しくは大学の研究科等と学生が参画した共同研究を行う。 ・ 本会が定める手続きに基づき、インターンシップ後の学生の評価を行う。 ・ 規約第7条の会費及び同第16条第4項の対価を支払う。 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う企業、特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とした企業、社会保険及び労働保険の未加入、賃金不払、著しい長時間勤務、内定取消、雇用関連法規違反等、その他劣悪な労働環境であることが何らかの根拠をもって疑われる企業、その他公序良俗に反する、又は反するおそれのある企業でない。
大学又は大学の研究科等の場合	<p>次の要件をすべて満たす大学又は大学の研究科等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会への入会の年以降、長期のインターンシップを正規の教育課程の単位科目に位置付ける。 ・ 規約第7条の会費及び同第16条第4項の対価を支払う。

役員選任規定

ジョブ型研究インターンシップ推進協議会

規約第10条第1項に規定する役員を選任方法は次の表のとおりとする。

役職	役員を選任
幹事	・直近1か年において、事務局が設置するジョブ型研究インターンシップ専用システムに学生登録実績を有する大学又は大学の研究科等の会員の中から、事務局が推薦した後、当該、会員の了承の上、幹事として選任する。
副幹事	・直近1か年において、事務局が設置するジョブ型研究インターンシップ専用システムにおいて、インターンシップの募集を行った企業等の会員の中から、事務局が推薦した後、当該、会員の了承の上、副幹事として選任する。

事務局が執行する事業内容及びその対価の額について(税抜)

株式会社 アカリク

【企業等の場合】

○令和3年度から当面の間

事業内容	対価の額
(1) インターンシップのマッチングに関する支援 (2) インターンシップの実施及び実施後の手続きに関する支援 (3) インターンシップに関する情報の収集及び共有 (4) インターンシップの実績に関する広報及び普及 (5) 学生の進路に関する調査及び支援 (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業	無料 ¹

○上記の期間終了以降(予定)²

事業内容	対価の額
・ 同上	①から③のうちから選択 ①年間:60万円(定額) ②6ヶ月40万円(定額) ③マッチング成果手数料 (20万円/人)

【大学又は大学の研究科等の場合】

○令和3年度から当面の間

事業内容	対価の額
(1) インターンシップのマッチングに関する支援 (2) インターンシップの実施及び実施後の手続きに関する支援 (3) インターンシップに関する情報の収集及び共有 (4) インターンシップの実績に関する広報及び普及 (5) 学生の進路に関する調査及び支援 (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業	無料 ³

○上記の期間終了以降(予定)⁴

事業内容	対価の額
・ 同上	年間:10万円/一大学あたり(定額) (注)

(注)ただし、前年度に1名以上の博士学生が新規にシステムへ登録をした場合は免除する。

¹ 文部科学省から事業の執行に必要な経費が負担される場合の見込み額

² 令和6年度における協議会の会員数など事業環境により変更があり得る

³ 文部科学省から事業の執行に必要な経費が負担される場合の見込み額

⁴ 令和6年度における協議会の会員数など事業環境により変更があり得る

別紙

ジョブ型研究インターンシップ推進協議会会員(企業等)一覧

(令和7年9月30日現在)

附則第2条に規定する会員(企業等)は、次の表のとおりとする。

法人又は組織の名称
株式会社アカリク
旭化成株式会社
アサヒクオリティードイノベーションズ株式会社
株式会社INPEX
株式会社ウフル
株式会社エア・リキード・ラボラトリーズ
AGC株式会社
SK特許業務法人
株式会社EduLab
エリクソン・ジャパン株式会社
LSAS Tec株式会社
沖電気工業株式会社
花王株式会社 研究開発部門
川研ファインケミカル株式会社
キャノン株式会社
京セラ株式会社
キリンホールディングス(株)
株式会社QunaSys
KHネオケム株式会社
一般社団法人 構造物診断技術研究会
コニカミノルタ株式会社
株式会社サイバーエージェント
株式会社サタケ
株式会社サムスン日本研究所
JX金属株式会社
塩野義製薬株式会社
株式会社島津製作所
シャープ株式会社
昭和電線ホールディングス株式会社
株式会社人機一体
住友化学株式会社
住友ベークライト株式会社
セントラル硝子(株)
ソフトバンク株式会社
第一生命保険株式会社
第一三共株式会社
ダイキン工業株式会社
株式会社ダイセル
武田薬品工業株式会社
中外製薬(株)
TDK株式会社

株式会社データシード
株式会社デンソー
東亜合成株式会社
東京大学協創プラットフォーム開発株式会社
東レ株式会社
トヨタ自動車株式会社
日鉄ソリューションズ株式会社
日東紡績株式会社
日本電信電話株式会社
日本特殊陶業株式会社
日本ガイシ株式会社
パナソニック株式会社
株式会社日立製作所
Beyond Next Ventures株式会社
富士通株式会社
Plug and Play Japan株式会社
株式会社ブリヂストン
株式会社Proxima Technology
三井化学株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
三井住友信託銀行株式会社
三井不動産株式会社
三菱ケミカル株式会社
三菱電機株式会社
三菱マテリアル株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
株式会社みずほフィナンシャルグループ
株式会社メルカリ
有限会社モールドモデル
株式会社Ridge-i
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

別紙

ジョブ型研究インターンシップ推進協議会会員(大学又は大学の研究科等)一覧

(令和7年9月30日現在)

附則第2条に規定する会員(大学又は大学の研究科等)は、次の表のとおりとする。

法人又は組織の名称
北海道大学大学院総合化学院
北海道大学大学院情報科学院
北海道大学大学院工学院
北海道大学大学院教育推進機構
国立大学法人室蘭工業大学
国立大学法人 弘前大学
東北大学
秋田大学
山形大学
国立大学法人福島大学
茨城大学大学院理工学研究科
筑波大学 理工情報生命学術院
筑波大学 人間総合科学学術院
筑波大学 グローバル教育院
筑波大学 人文社会ビジネス科学学術院
宇都宮大学
群馬大学
埼玉大学
千葉大学
千葉商科大学
東京大学大学院工学系研究科
東京大学大学院農学生命科学研究科
東京大学大学院理学系研究科
東京大学大学院総合文化研究科
東京大学大学院新領域創成科学研究科
東京大学博士フェローシッププログラム
東京大学SPRING GX
国立大学法人東京医科歯科大学
国立大学法人 東京外国語大学
東京工業大学
お茶の水女子大学
国立大学法人東京農工大学
電気通信大学大学院情報理工学研究科
国立大学法人 一橋大学
東京海洋大学
横浜国立大学
総合研究大学院大学
新潟大学
国立大学法人長岡技術科学大学
富山大学
金沢大学

北陸先端科学技術大学院大学
福井大学大学院工学研究科
山梨大学
信州大学大学院総合医理工学研究科
国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学
国立大学法人静岡大学
名古屋大学
国立大学法人 名古屋工業大学
豊橋技術科学大学
国立大学法人三重大学
国立大学法人 滋賀大学
国立大学法人京都大学大学院教育支援機構
京都工芸繊維大学
大阪大学
神戸大学
国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科
奈良先端科学技術大学院大学
和歌山大学大学院システム工学研究科
国立大学法人鳥取大学
国立大学法人 島根大学
岡山大学
広島大学
国立大学法人山口大学
徳島大学
国立大学法人 香川大学
国立大学法人愛媛大学
高知大学大学院総合人間自然科学研究科
九州工業大学
九州大学大学院理学府
九州大学大学院数理学府
九州大学 大学院人間環境学府
九州大学大学院システム情報科学府
九州大学大学院システム生命科学府
九州大学大学院工学府
九州大学大学院マス・フォア・イノベーション関係学府
九州大学 次世代研究者挑戦の研究プログラム(K-SPRING)
佐賀大学
国立大学法人長崎大学
国立大学法人熊本大学
大分大学
国立大学法人宮崎大学
鹿児島大学
鹿屋体育大学
東京都立大学
横浜市立大学
公立大学法人 富山県立大学
岐阜薬科大学
静岡県公立大学法人 静岡県立大学 大学院 薬食生命科学総合学府

名古屋市立大学
京都府立医科大学
大阪公立大学
兵庫県立大学大学院社会科学研究科
兵庫県立大学大学院 理学研究科
兵庫県立大学大学院情報科学研究科
兵庫県立大学大学院工学研究科
兵庫県立大学大学院環境人間学研究科
広島市立大学大学院情報科学研究科
公立学校法人 北九州市立大学
自治医科大学
青山学院大学
学習院大学
学校法人慶應義塾
芝浦工業大学
順天堂大学
上智大学
中央大学
東海大学
東京電機大学大学院先端科学技術研究科
東京農業大学
東京薬科大学
東京理科大学
東洋大学
星薬科大学
東京都市大学
明治大学
早稲田大学
創価大学
学校法人新潟総合学園 新潟医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科
金沢工業大学
中京大学大学院 工学研究科
名城大学
学校法人中部大学
藤田医科大学
京都産業大学
同志社大学
立命館大学
関西大学
近畿大学
甲南大学
神戸薬科大学
関西学院大学大学院理工学研究科
岡山理科大学
福岡工業大学 工学研究科
琉球大学
沖縄科学技術大学院大学